

〈2/5更新〉

緊急事態宣言 延長に伴う 営業時間の変更(短縮)のお知らせ

いつも当クラブをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2/2(火)、政府の10都府県への緊急事態宣言の延長を受け、当クラブも当初のご案内どおり緊急事態宣言解除日まで、20:00以降のレッスンは中止とさせていただきます。

○対象店舗(全11店舗)

東京:大井町店、武蔵境店

神奈川:藤沢店、相模原店、伊勢原店、武蔵小杉店、溝の口店、橋本店

埼玉:浦和店、上尾店、久喜店

○営業時間 20時まで(受付を含む)

○変更期間 ～緊急事態宣言解除日まで

○ご案内 20時より後ろにかかる全レッスンを休講 とさせていただきます。

※20時に終了するレッスンまでは、通常通り実施いたします。

※伊勢原店、橋本店、久喜店はN1の開始時間を変更して実施いたします。

【テニススクール 2月期20:00以降クラスご在籍の皆様へ】

該当クラスご在籍の会員様には、すでに1月分については振替受講をお願いしておりますが、2月分につきましては、振替取得が難しいレッスン分は毎月の会費引落口座へご返金させていただきます。

20:00以降のクラスご在籍の方で2月分返金希望の会員様は2/6(土)から2/14(日)の期間にフロントへ返金のご希望をお申し出ください。お電話でも承ります。

2/14(日)までに確認が取れました金額を2月下旬に毎月の会費引落口座へお振込みさせていただきます。

対象会員様へは2月下旬にお手紙にて返金日等の詳細をご案内させていただきますので、少しお時間をいただければと存じます。

レッスンの再開に関しましては、行政の指導に従い判断してまいりますので、詳しくは下記URLのホームページ等でご確認くださいませ。

<https://www.7cn.co.jp/7cn/culture/7cc/school/isehara/index.html>

要請解除後は通常どおりの営業時間での再開を目指し、安心してご受講いただける環境を整えてまいります。また、会員様おひとりおひとりへのご連絡ができない場合が想定されます。

最新の情報は、ホームページに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

皆さまには、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。